

ドイツ共産党の統一戦線運動の構造 (四・完)

——一九二二年後半から一九三二年を中心として——

山 田 徹

目 次

はじめに

第一章 前史及び党組織の概要

第二章 労働運動内の統一戦線運動

第一節 戦後ドイツ労働運動の構造的枠組

第二節 労働組合、経営協議会における共産党の活動

(i) 適応 (以上一二卷二・三号)

(ii) 対抗

(iii) 統合 (以上一三卷三号)

第三章 統一戦線運動における政府構想 ——「労働者政府」論

第一節 「労働者政府論」の形成

第二節 ドイツ共産党の議会活動

(i) 国会での活動

(ii) 邦議会での活動

(iii) 市町村議会での活動 (以上一四卷二・三号)

第三節 「労働者政府論」の確立——ラテナウ闘争と「下から」の統一戦線
結語 (以上本号)

第三節 「労働者政府論」の確立

——ラテナウ闘争と「下から」の統一戦線——

一九二二年六月二四日「履行政策」の推進者である外相ラテナウは、右翼よりベルリンの街頭で機関銃の掃射を受けて暗殺された。多くのテロリズムが相次いだ共和国の政治史上でも、最も暗い事件の一つとして記憶されるラテナウ暗殺事件である。当時右翼の動きは活発で、同月の四日にも社会民主党のシャイデマンがカッセルで狙撃され負傷を負うという事件が起きていた。ラテナウの暗殺は、国民の間に大きな憤激をひきおこし、首相ヴィルトもまた葬儀演説に際し「敵は右翼にいる！」(„Der Feind steht rechts!“)と叫んでこの世論に呼応した。暗殺の翌日にはベルリンのジューゲスアレーで久方ぶりに集会が開催され、巨大な示威行進が市内を満たした。また他の地域でも行進や集会が数多く挙行され、労働者の政治的運動は再び流動化の萌しを示したのである。

さて、このラテナウ闘争は、共産党の統一戦線運動の進展にとり極めて重要な意味をもつ事件となった。即ちこの運動は、当初その過程で共産党と社会民主、独立社会民主三党の共同の行動を実現させ、その後この共同戦線の急速な解体と両社会民主党の接近及び両党の合同という政党間関係の変容をもたらしたのであり、それ故にこれは共産党

の指導部に他の労働者政党との共同行動のあり方をあらためて深刻に問うものとなったのである。

本稿では、共産党の運動がラテナウ闘争を契機として「下から」の統一戦線を強化する過程を論述し、またそれを通じて労働者政府論が確立される経緯を明らかにすることとしたい。共産党は、各地の運動の昂揚を背景として、その後、党の独自の指導下の運動を構築し、それによって「上から」と「下から」の運動を結合する労働者政府の構想を基本的に確定するのである、加えてこの過程では同党のトップ指導者の実質的な交代という事態がみられ、この点は翌年一月の党大会における指導層の移動にも大きな影響を与えた。総じてラテナウ闘争後の共産党は、以上の点を通じて翌年のルール闘争期における運動の政治的目標及び指導者群の構成をほぼ作りあげたのである。しかしこれはまた、後にも述べるように党内の抗争を激化させる過程でもあった。

以下先ずラテナウ闘争の概略と、それをめぐる共産党の態度から述べることにしよう。

ラテナウの暗殺の後、労働者政党の中で最も早く行動を起したのは共産党であった。同党は、事件の報告を受けた数時間後には社会民主党、独立社会民主党指導部に書簡を送り、三党の指導する共同の闘争を呼びかけた。この書簡は、国家主義的な団体の禁止、経営協議会によって選出される大衆的な闘争機関の創設、ゼネラル・ストライキの組織化の要求などを内容としており、⁽¹⁾社会民主党より「部分的に受け入れ難いもの」として退けられたが、同日開かれた三党の会談では、二五日に「共和国の防衛」をスローガンとして三党及び各労働組合の主催する示威行進を挙行することが決定された、この運動の昂揚は、さらに二七日の全国的な半日の抗議ストライキにひきつがれ、共産党も当初予定していた二六日の行動の呼びかけを中止して、翌日のストライキに合流したのである。⁽²⁾このような大衆運動の昂揚を背景として、数回の会談の後に、二七日両社会民主党・共産党・自由労働組合指導部の間で締結された協定が、

共和国の防衛を謳ういわゆる「ベルリン協定」であった。

この協定は「共和国と労働者の権利を防衛するために」と題され、国政府と国会に対し、反共和国的な組織の解散、反共和派の官吏・将校の公機関からの排除、司法部の共和化、などの措置の法制化を求め、さらに政治犯の恩赦を要求するものであった。⁽³⁾

ところで共産党が、これまでスローガンに掲げていなかった「共和国の防衛」を目的として右の協定に参加したことは、同党がこの時点で、従来の路線に比してより柔軟な選択を行なったことを意味している。いうまでもなくこれらの態度は、一面では他組織に対する「策略」⁽⁴⁾としての性格をもっており、そもそもこの協定が結ばれるまでの同党の統一行動への参加は、後に中央部員の一人が述べるところによれば両社会民主主義政党、組合指導者を先ず闘争に引き入れ、大衆を動員して彼等の意に反しても闘争を前進させるためであった。⁽⁴⁾しかしながら他面、この過程では共産党の抑制的な態度がとりわけ闘争の初期には顕著にあらわれており、これは例えば独立社会民主党のクリスピーン (A. Crispian) の次のような発言⁽⁵⁾——「われわれは、共産党が他の政党と共に共同要求を支持する限りにおいてのみ、彼等と共同の闘争を行なう」——とも照応するものであった。従って、「ベルリン協定」が締結されるまでに数度開かれた各組織との会議では、同党の代表者は独自の提案を提出しながらも、討論の後には、共同の行動を実現するためこれらの提案を撤回した。⁽⁶⁾このためそれらの要求は、機関紙上でも交渉への配慮から公表されず、「ベルリン協定」が結ばれるまでは、行動の強化が連日紙上で訴えられたにとどまった。また二七日の集会に向けて、共産党は組合、両社会民主党との共同の呼びかけに参加し、当日は同党の演者が他党への批判を控える演説を行ない、共同行動の示威を図ったのである。⁽⁷⁾

しかしながら、上にみたような三党の統一行動は、先にも示唆したように無論当初から不安定な性格をもっており、

特に大衆運動の取り扱いをめぐることは各党の間に思惑の相違が存在していた。そしてこの点は「協定」の締結後に直ちに各党の対立—特に社民・独立社民両党と共産党の間の対立を顕在化させたのである。このうち社会民主党は、ベルリンで一時「第二の革命の前夜のような」⁽⁸⁾相様を呈した大衆運動の急進化を怖れて、その後は街頭行動に消極的な態度をとり、独立社会民主党もまた、この時期には国政府への入閣の意思をもったために、社会民主党に同調する姿勢を明らかにした。その結果、各党の間で調停的な役割を果していた組合指導部も、二九日の全国執行部会議では漸く七月四日の示威行進の挙行を決定したにとどまったのである。他方共産党の側では、「ベルリン協定」の内容が党の独自の要求を盛り込んでいないために内部で不満が多く、そのため同党は二八日付の『ローテ・ファーネ』紙上で協定の内容を公表するとともに、この協定がその内容を実現するための機関、即ち統制機関と労働者軍 (Arbeiterwehr) の創設の条項を欠いている点を指摘し、「大衆の議会外行動」の必要を強調した。しかし更に三〇日の中央部会議では、ベルリンの左派の他、中央部員のレンメレ、コミンテルン代表のグラルスキーが従来の経過、特に指導者間交渉のあり方を批判するに至ったのである。従って、後述するように社会民主党が国会での「共和国防衛法」の成立に傾斜すると、共産党はゼネラル・ストライキの組織化と国会の解散、及び「労働者政府建設」のスローガンの下での新選挙、という独自の要求を前面に出し、七月八日には各組織間の交換書簡を公表して、⁽¹²⁾両社会民主党、組合への批判を強めたのであった。

この間、地方でのラテナウ暗殺に抗議する行動は、ラインラント、ハレ・マグデブルクで警察との衝突をひきおこし、ツヴィカウでは労働者が一時市庁舎を占拠し、幾名かの死傷者を出すというような事態も発生した。⁽¹³⁾

以上のような推移の中で、社会民主党は大衆行動に依拠した「ベルリン協定」の実効化という方向を避け、議会内の「共和国防衛法」(„Gesetz zum Schutz der Republik“)^(*)の実現に意を注ぐようになった。そしてこの動きを側面から支

持したのが独立社会民主党であり、これは両党の合同への道を直接開くものとなる。

(*)「共和国防衛法」は、六月二六日に公布されたエーベルト大統領の緊急令を継受する法律で、国・邦政府閣僚の暗殺を企図する団体の成員への罰則、暗殺実行者への死刑を含む罰則、当該団体の各閣僚に対する暴行・誹謗行為の禁止、及び共和国防衛のための国事裁判所の設立、などをその内容とした。⁽¹⁴⁾この法律は、当初の司法相ラートブルッフの言明にかかわらず、⁽¹⁵⁾左翼政党への適用の可能性を含んでおり、事実、後には多くの急進的な左翼系労働者がこの法の適用を受けたのである。⁽¹⁶⁾

さてラテナウ闘争時における独立社会民主党の社会民主党への急速な接近は、同党の「唐突な」⁽¹⁷⁾「路線の変更」⁽¹⁸⁾に基づくものであったとされるが、この転換はより基本的には同党の旧来の主張がこの時点までにはほほその意味を喪失したことによってもたらされたとみることができる。以下当時の政党状況をしるために、この問題を遡って簡単に説明することにしよう。

そもそも独立社会民主党は一九二〇年末の共産党との分裂以後は、党内になお多くの党員を残留させたとはいえ、最早「国民的な規模での力をもちえず」⁽¹⁹⁾、積極的な主張としては全労働者政党の再統一という根拠の乏しい政策を提示する政党であるにとどまった。特に同党はヴィルト外交への「寛容」政策の採用以後は、幾つかの局面で社会民主党への接近と離反の姿勢を交錯させたが、その際両党の間で最大の争点となったのは、連合問題をめぐる両者の相違、特に社会民主党のゲルリッツ大会決議に対する独立社会民主党の側での反撥であった。⁽²⁰⁾それ故にこのような独立社会民主党の態度は、逆に、(i)同党が社会民主、共産両党の間で「調停者」としての役割を果す、という展望が失われ、また(ii)社会民主党が国民党との連合を留保し独立社会民主党との提携を優先させる姿勢を明確にするならば、その根拠を喪失させるといふ性格をもったのであり、ラテナウ闘争はまさにそのような条件を提示したのであった。このう

ち第一の点については、既に三インターナショナル組織による国際労働者会議召集の試みの失敗において象徴的な形で明らかになっていたが、更に「ベルリン協定」締結後の共同戦線の崩壊はあらためてその点を確証したのである。第二の問題については、これは、ラテナウ事件を契機として急速に浮上した独立社会民主党の入閣問題と関連しており、その経緯は要約すれば次の通りであった。独立社会民主党の入閣問題は、ラテナウ暗殺後の大衆運動の展開と併行して、党内の右派によって早くから提起されており、この提案は党内の意見を三分させた⁽²¹⁾が、暗殺事件に対する共和国防衛の必要の認識、急進的な施策実施のための入閣の意欲が党国会議員団の多数を把え、同党は主として社会民主党との連携を目的とする入閣の方針に大きく傾斜するに至った⁽²²⁾。これに対し中央、民主両党は、上の動きに対抗して、とりわけ大衆運動が退潮に向かった七月初旬からは国民党に入閣を働きかけ、国民党も入閣の条件を受け入れたのである⁽²³⁾。その結果社会民主党は、協働のパートナーとして、中間派ブロックと独立社会民主党の間の選択を迫られることとなり、同党はこの時点で「社会主義者を主体とする共和国の防衛」という目標を優先させたのであった。七月一四日の社民・独立社民両党による合同国会議員団の結成はその直接的な結果であり、これは両党の合同への道に直ちにつながるものとなったのである。以上よりみれば、ドイツの大衆行動は「一九二二年には防衛的な目的のみをもったのであり、それは一九一八年の運動がもたらしたものを確保する以上の試みではなかった⁽²⁵⁾」とする独立社会民主党レヴィの発言は、両党の合同の根拠を端的に示している。

ところで上に述べた社民・独立社民両党の接近は、特に七月初旬以後ラテナウ闘争の比重が決定的に国会内での論戦に移行したことを示している。そしてこの過程では両党は中間派ブロックに対する反対派としての立場を明らかにし、二党の間での協働の関係を緊密にさせたのである。

七月五日以降の国会での論戦で両党が示した基本的な態度は、「ベルリン協定」への配慮の要請とそれに基づく政府案の修正への要求であり、この問題は第一読会から両ブロックの間で激しい論争をひき起した。⁽²⁶⁾しかしながら両社会民主党の対抗手段として考えられた国会解散の要求は実際には両党の間で消極的な姿勢が支配的であり、⁽²⁷⁾この点は左翼側の主張の効力を減殺させた。これに対し、国民・民主・中央党のブロックは、社会主義者への譲歩が特に国民党の支持者を右翼の側にはしらせることを恐れ、社会民主党の主張の多くを退けたのである。加えてこの法案は国事裁判所規定その他の点で憲法修正条項を含んでおり、その通過には国会での三分の二の多数の議決を必要とした。このため、国会での「防衛法」の成立を優先させる両社会民主党の行動の枠組は更に狭められ、結局、最終的には左翼への適用の怖れのある集会条項の削除及び国事裁判所での陪審員構成数における社民党側への幾つかの譲歩、という形で両ブロックの間に合意が成立するに至った。⁽²⁸⁾かくして「防衛法」政府法案は幾つかの補足法案と共に、七月一八日に三〇三対一〇二の票数をもって国会を通過したのである。

では、七月五日以降共産党を中心とした大衆行動はどのような展開を示したであろうか。

結論的にいえば、大衆運動の昂揚のサイクルは五日までにはほ一巡しきったとみることができる。街頭での騒擾は、同日のツヴィカウ、マールブルク、ルール地方でのそれを最後として姿を消した。この後に共産党が宣伝に努めたのは、統制委員会或いは行動委員会 (Aktionausschuss) と称せられる闘争機関の設立の呼びかけであった。これらの組織は、各労働者政党、組合によって幾つかの地域で作られた超党派的な横断組織であり、ツヴィカウやハンボルンその他ラテナウ闘争時に運動が活発であった地域で設立されたことが報告されている。⁽²⁹⁾また共産党がキャンペーンの中心としたのは、大衆行動に基づく「ベルリン協定」の完全な実施、ということであり、それらを通じて同党は、両社会民

主党の連合政策、中間派政党への譲歩を攻撃したのであった。しかしながら、運動の継続を目指す共産党の企図は、最早この段階では大衆の行動をひきだすことはできず、同党の試みは有効な手段を見出せないままに終焉していったのである。七月一八日の「防衛法」をめぐる投票に際し、共産党が右翼諸政党と共に反対の票を投じたことは、共同戦線の完全な解体と同党の再度の孤立化、という局面を象徴的に表わしている。

以上に述べた通り、共産党は、共和国を震撼させたラテナウ暗殺事件に際し、当初は「共和国の防衛」を闘争のシンボルとし、社会民主主義政党、労働組合との共同の行動を優先する方針を採用した。これは、同党が統一戦線運動を党内に定着させた後、国内の重要な政局において始めて試みた共同闘争の「実験」であった。しかしながらこの意図は、党内外の批判によって極めて短期間のうちに頓挫することとなった。むしろこの過程で浮き彫りになったのは、社民、共産両党の間の「中間政党」であった独立社会民主党の消滅であり、これはこの党の共和派への転移を最終的に確認させるとともに、三党の共同戦線の解体を促進させたのであった。同時にラテナウ闘争の経過は、当時共産党が闘争を単独で指導する力量をもちあわせていなかったことを示しており、この点はすぐ後に述べる党内闘争の激化を促がす要因ともなった。総じて共産党は、ラテナウ闘争を通じて、具体的な局面の中で再度「上から」と「下から」の運動のディレンマの前に立たされたのであり、同党は其中で有効な指導の方式を見い出せないままに闘争を終らせたのであった。

では、右にみたようなラテナウ闘争時の党指導部の指導の曲折は、その後の共産党の党内状況にどのような影響を与えたのであろうか。既にふれてきたように、マイアーを中心とする当時の党指導部は、ラテナウ闘争の初期から党

内の鋭い批判にさらされたのである。党内左派の党中央への批判は、統一戦線運動が定着したようにみえた一九二二年前半期にはやや鎮静したか、この闘争を通じて再燃することとなった。大衆運動の昂揚と指導者間交渉の失敗及びその後の運動の急速な収束、というラテナウ闘争の推移は左派の批判に恰好の素材を提供したといえよう。これに加えてこの抗争は、コミンテルン指導者間の微妙な対立を誘発し、またドイツ共産党の旧来の路線の部分的な改編をもたらず契機ともなったのである。それ故にわれわれは次にラテナウ闘争後の党内抗争の局面を幾つかの点にわたり検討しなければならぬ。

ベルリン、ハンブルク、ルール地方を拠点とする党内の左派は、ラテナウ闘争時の党中央の指導に対し当時より鋭い批判を展開した。彼等の批判の中心は、とりわけ「ベルリン協定」に至る共産党と両社民党・組合との指導者間交渉に向けられたものであり、彼等は党指導部に対し、他組織に対するより厳格な姿勢を要求した。七月七日に開かれた左派系が多数を占めるベルリン・ブランデンブルク地域の活動者会議は、この当時に退潮に向かいつつあったラテナウ闘争を評して、これを両社会民主党と組合の「当初からの」裏切りの故である、とした。⁽³⁰⁾この左派の主張を支持し、党中央への批判を強めたのが、当時コミンテルンのコミッサールとしてドイツに滞在していたグラルスキー(S. Guralski—筆名クライネ(A. Kleine))であった。

さて、グラルスキーはコミンテルンの内部では議長ジノヴィエフに近い系統に属する人物であり、一九二一年の「三月行動」に際しては、クン(B. Kun)、ペパー(J. Peper)と共にドイツに渡り闘争の指導にあたった。グラルスキーの再度の来独は、ヴェーバーのバイオグラフィイに従えば一九二二年とされるが、⁽³¹⁾『インテルナツィオナーレ』誌上での文書活動の開始から判断すると、これはおそらくラテナウ闘争の直前の六月中旬前後のことであろう。⁽³²⁾そしてこ

のグラルスキーの来独後、共産党は錯雑とした過程を経て旧来の路線を部分的に修正することになる。^(*)

(*)コミンテルン議長ジノヴィエフと、ドイツ共産党の統一戦線運動の推進者であるラーデクとの間には、ドイツ問題をめぐりしばしば明瞭な路線の対立がみられた。これらは、一九二一年一月のいわゆる「公開状」問題、同年三月の「三月行動」の評価をめぐる対立などで示されたが、総じてジノヴィエフの立場は左派のそれと極めて近い関係にたつものであった。これに加えて一九二二年五月のレーニンの臥病後は、トロツキーと、ジノヴィエフ、スターリン (J.V. Stalin)、カーメネフ (L.V. Kamehev) のいわゆる「トロイカ」の間の抗争が進行したが、そのため、ジノヴィエフとトロツキー派のラーデクが、コミンテルンの内部で更に対抗的な関係にたつたことは推定しうるところである。因みにイギリスの史家カー (E.H. Carr) はその著『ポリシェビキ革命』で次のように述べている。「一九二三年の夏にレーニンが舞台から退場した後、『統一戦線』及び『労働者政府』政策の解釈をめぐってジノヴィエフとラーデクの間には抗争が生まれたが、これはドイツ党内の左派と右派の対立を反映するものであった。」⁽³³⁾

当時、ジノヴィエフはラテナウ闘争における共産党の戦術に極めて批判的であり、七月一八日には、共和国支持問題に関連して、「このような状況下においては、『共和国、共和国！』と叫ぶべきではない。……統一戦線戦術は党の煽動の独自性を奪うものであってはならない」とする書簡を党中央に送った。⁽³⁴⁾ このジノヴィエフの態度を受けて、グラルスキーは左派と共に、議長マイアーをはじめとする党指導部に対し、共和国の防衛を目的とした統一行動への参加を激しく批判したのである。ところで、この、ラテナウ闘争の評価をめぐる七月下旬の党内の抗争については、われわれはこれを近年H・ヴェーバーが公表したローザ・マイアー＝レヴィーネ (Rosa Meyer＝Leviné, マイアーの夫人) の私文書内のマイアー書簡によって知ることができる。この書簡は、当時の党の組織状況の一端を示す数少ない文書の一つであり、われわれに幾つかの重要な情報を提供するものとなっている。

このマイアー書簡からわれわれが窮い知ることができるのは、七月二三日の党中央委員会前後の事情である。それによると、先ずグラルスキーと左派の攻勢が組織的な動きをとったのは委員会前日の中央部と左派の合同会議においてであった。この会議では、左派は小フラクションを形成して中央部を攻撃し、そのため中央部の内部ではマイアー、ヴァルヒヤー、ヘッカートを除く部員の多くがこの批判に屈服し、マイアーの起草した中央委員会向けの決議案は否定され新たな草案としてグラルスキーの決議案が通過したのであった。⁽³⁵⁾ しかしながら翌日の中央委員会は、彼等の予期しない経過をたどることになった。この委員会ではグラルスキーの見解は地域を代表する中央委員の多くによって退けられ、結局中央部は自己の提案した決議案を撤回することを余儀なくされ、彼等が「笑いにされる」というような状況が現出した。左派のマスロフへの支持は五名にとどまり、他の一〇名の左派支持者は新たな決議案の票決に際し賛成の側にまわった。⁽³⁶⁾ かくしてこの委員会では、ラテナウ闘争時の党の指導のあり方を基本的に承認し、ただしおそらくはグラルスキーらへの配慮から、他組織との交渉に際しては外部に党の独自の見解を示すべきことを強調し、また闘争の際、個々の党機関が共闘の必要から他組織に対し不必要な譲歩を行なった点を認め、交渉の間中も経営内での自己の地位を強化すべき旨を述べた決議が多数により採択されたのであった。⁽³⁷⁾

このマイアー書簡の内容は、東側の非公開の党文書を用いたライスベルクの著作によってもほぼ裏付けられており、事実に近いものとみてよいであろう。この推測が正しければ右の文書はまた、(i)当時の共産党の中央部指導者の多数がコミンテルンのコミッサールに極めて信服的な態度をもっていたこと、及び(ii)それにもかかわらず、運動の「現場指導者」であるサブ・リーダーの間では必ずしもそのような態度は一般的ではなく、また彼等の発言力が党内でなお一定の比重をもっていたこと、を示すものであった。これらの問題は資料上の制約から立ち入って論ずることはできないが、その点はなお、われわれがこの時代の同党の組織問題を検討する際に留意すべき事柄であると思われる。

しかしながら、先にみたような七月の中央委員会の決定にかかわらず、マイアーは翌月にコミンテルン執行委員会のドイツ代表としてモスクワに派遣され、代わって恩赦法によりドイツに帰国したブランドラーが実質的な党の最高責任者としてその指導にあたることになった。そして筆者の考えでは、彼の下で、これまでの運動のあり方が人事問題ともからまりながら部分的に手直しされ、「下から」の統一戦線運動が相対的に強化されて推進されるのである。

ところでマイアーのモスクワ派遣は、ヴェーバーの前記バイオグラフィイによれば、コミンテルンの「画策」(Machenschaft³⁹)によるとされているが、それがどのような決定を経て行なわれたかは不明である。レヴィーネ・マイアーの回想は、マイアーのモスクワ行を執行委員としての彼の定期的な義務であったと述べているが、彼の指導した闘争の直後のこの地位変更は極めて不自然である。この点はやはりコミンテルン側が、激化した党内抗争に対処していわばそれに「冷却期間」をおくために、左派の批判対象であったマイアーを実質的に党議長の地位から更迭した、とみる方が妥当であろう。いずれにせよ、翌年の党大会で中央部員のポストを失うマイアーの地位は、この頃から甚だ微妙であったことが推測されるのである。これに対し、八月初旬にドイツに帰国したブランドラーは党内で直ちに政治局書記員の地位を得て以降の党指導を担当することとなった。幾つかの回想記によればブランドラーは、「行動の人」⁽⁴¹⁾「精力的な実践家」⁽⁴²⁾或いは「繊細な知識人であるマイアーよりも確固として機会を把える」⁽⁴³⁾人物であったとされるが、彼は建築労働者出身の古参スパルタクス団員として、知識人党员よりも実際の、活動的な指導者であり、党運動の相対的な左傾化を指導しうるタイプの人物であった。またブランドラーはコミンテルン内ではラーデクと近い関係にたっていたようであり、⁽⁴⁴⁾これに加えて更に、コミンテルン四回大会（一九三二年一〜二月）で、ラーデクがジノヴィエフと共に、前記中央委員会決議内のラテナウ闘争への批判的部分にほぼ照応したかたちでドイツ共産党に批判を加えていること、⁽⁴⁵⁾及びドイツ共産党八回大会で、グラルスキーがブランドラーらの党指導部の路線への明示的な批判を

避けて中央部員に選出されたことを考えあわせると、右の党人事と次に述べる路線の修正は、ラー派とジノヴィエフ・リグナルスキー派の間の妥協から生まれたのではないかと考えられるのである。^(*)

(*)この時点における共産党の路線修正がコミンテルン内の人事問題とどのような関連をもっていたかを確定することは極めて難しい問題である。この転換について、東独の正史は、急激な物価騰貴などの情勢の緊迫が「運動の新しい飛躍」をもたらしたと述べ、⁽⁴⁷⁾更にライスベルクは、コミンテルン五回大会でのブランドラーの発言を引用して彼の党指導部就任とともに路線の変更があったことを示唆しているが、⁽⁴⁸⁾コミンテルン側のイニシアティブの問題については十分な言及を行っていない。また上にあげたブランドラーのコミンテルン大会での発言を議事録でみると、この発言は、路線の部分的な転換が彼自身の主導によって行なわれたという印象を与える。しかしながら党指導者の交代とその後の方針の変更という事態がコミンテルン指導部の了解なしに行なわれたということは如何にも首肯し難い。その点を当時進行しつつあったソ連党内の内訌という事実と考えあわせると、本文で述べたような抗争と妥協がこの間介在していたと考える方が自然であろう。いずれにせよ上の問題は、従来の研究では充分な注意が払われていないが、なお説明を要する問題であるように思われる。

ではブランドラーの党指導部への再任とともに試みられた、共産党の部分的な路線の修正とは如何なるものであつたらうか。要約的に述べれば、それは、組合指導部の意に反した経営協議会、統制委員会運動の独自の、強行的な結果ということであり、同党はそれらを通じて労働者政府の支柱を改めて構築しようとしたのであった。その点を敷衍した後にはブランドラーは次のように述べている。⁽⁴⁹⁾即ち彼がこの時点で目指したのは、「(i) (党の) 非合法部門の拡大、(ii) 闘争組織の創設と内戦の準備、及び(iii) 経営協議会を基礎とした党の改編」であり、特に(iii)に関しては、「革命的な経営協議会、統制委員会、プロレタリア百人隊による支持者の組織化」が目指された、とされる。但しこれらの発言は、実は翌年の十月闘争の敗北後における、ブランドラーの多分に自己正当的な要素を含む発言であって、従ってとり

わけ(i)、(ii)の問題についてはそれを確定することは極めて難かしい。しかし(iii)の大衆組織の問題に関しては、少なくとも党の機関誌紙類によってこの転換を明瞭に認識することが出来る。これらの修正によって、同党の労働者政府論はより固有の性格をもつこととなった。そしてそれはまた、ラテナウ闘争の後に共産党が各党の間で占めた党的ポジションに照応するものでもあった。われわれはこの大衆運動の転換の局面を次にやや詳しく述べることにしたい。これから導き出された路線は、一九二三年の共産党の運動の枠組を形成するものとなるのである。

先ずこの転換の客観的な要因について簡単にふれておこう。それは、この時期におけるドイツ国内の経済状況の急速な悪化であった。この点は当時の共産党の諸文書が第一義的に強調するところであり、現在の東独の研究もそれらを踏襲している。

一九二二年の秋は、ドイツ経済がインフレーションの様相を急速に深めた時期であった。これはラテナウ暗殺事件を直接的な契機とするものであり、この事件によるマルクによる信用下落は外国資本の逃避と為替価格の下落をもたらし、それに基づく輸入品価格の高騰は国内の諸物価を急速に高めたのであった。そのため賠償問題の解決は更に困難におちいり、この問題は当時の英仏政府間の意見乖離の拡大という事態と相まって混屯とした局面を迎えたのである。このようなドイツ経済の混乱により、大衆の生活は甚しい困難におちいった。いま身近に資料がないので、"GDA"が挙げた数字を引用すると、ベルリンでの主要食料品の価格の変動は次の表のようであった。⁽⁵⁰⁾

(一九二二年六月)

(一九二二年一月)

黒パン(1kg)

八・一五GM

一六三・一六GM

ジャガイモ(1kg)

四・〇五

一六・六五

豚肉(〃)	一二三・〇	一八八〇・〇
タマゴ(一個)	五・三〇	八二・〇
バター(1kg)	一四四・〇	三〇五〇・〇
マーガリン(〃)	七六・〇	二〇四〇・〇
砂糖(〃)	三五・〇	三五五〇・〇
牛乳(〃)	一〇・〇	一八八・〇

このような状況の下で、共産党がラテナウ闘争の退潮後改めて目指したのは、経営協議会と統制委員会の「下から」の同時的な結集であった。このうち統制委員会は、先にもふれたように、ラテナウ闘争の際各地で設立された政党、組合などの下部の共同闘争機関であるが、共産党はラテナウ闘争の退潮後、再度この組織を経営協議会とともに統一戦線運動の機関とすることを目指し、広くその建設を呼びかけたのであった。

既に八月の中旬からは、旧来「有価物没収」キャンペーンの陰に隠れていた「生産統制」のスローガンが復活していることが注目されるが、⁽⁵¹⁾しかしこの段階では未だ統制委員会への言及はラテナウ闘争時につくられたこの組織のその後の経緯を報ずるといった性格が強く、また経営協議会への言及もなお体系的な性格をもたなかった。同党が自覚的に経営協議会、統制委員会運動の並行的な組織化、拡大を目指すのは、八月末のベルリン経営協議会集会(前章参照)の前後からである。この時期以降の共産党のキャンペーンは、明らかに従来のそれとは異なる強いトーンに満ちており、おそらくその時までには党中央の新たな方針の採用があったものと思われる。さて、十一月の全国経営協議会大会に至る経営協議会運動の動きについては前章で詳しく述べたので、以下本章では統制委員会の運動に関し、その性格、経営協議会運動との関連の問題などを逐次述べることにしたい。ここでは統制委員会の新たな創出が目指されるのである。

共産党の指導部が、統制委員会の建設を通して意図したことはおそらく次の三点であったと思われる。それは、(i) この組織の名称と関連させて、「生産統制」のスローガンを再び前面に出しその政策イメージをより具体的にすること、(ii) 組合の統制下にある経営協議会に対し、その運動を活発化させるために独自の並行的な組織を形成してこれをバック・アップすること、及び(iii) 経営の外部にある住民、婦人などの層をこの組織を通じて動員すること、であった。いまこのような共産党の企図を、九月から一〇月にかけて『ローテ・ファーン』紙上で三回にわたり連載された、「生産統制」のキャンペーンについてみるならば、それはほぼ次の通りである。⁽⁵⁴⁾

まず、統制委員会は、地区の労働者、住民、主婦を含む各層の生活危機に対する「自助行動」の機関であることが強調され、従ってそれは社民・組合指導部の「闘争のサボタージュ」に対抗する、既存組織から独立した闘争機関であった。その任務としては、食料価格の安定化、冬期石炭の確保、市当局への税負担軽減・補助金の要求などが列挙され、特に物価問題に対しては最も頻繁に言及された。経営協議会との協働については、協議会を主体とする経営内調査と統制委員会によるそれらの地区、地域毎の総括から、国レベルでの商品流通・通商の統制、経営と銀行の統制(「国家シンジケート化」―筆者)などの「生産統制」を目指す運動の形成が志向された。その際共産党は特に市町村段階の運動に対しては、運動がいわば公的な性格をもつように、市当局などにこれらの組織の承認をできうる限り要求することを指示したのである。また、各地区の運動はそれのみでは、分散的な闘争に終り、「生産統制」の政策には至りえないとして、運動を統合する必要性がくり返し述べられた。そしてこの課題を果すために、再び労働者政府を樹立することが喧伝されたのであった。

この「生産統制」の端緒を担う組織は、同時にその任務と俟って政治的な協議会運動の萌芽となることが意図された。⁽⁵³⁾ このため統制委員会は、経営協議会運動と結合しつつ次のようなプロセスを経て成立するものとされた。即ちそ

これは、地区の経営協管会組織の選出に基づく場合、組合の地区委員会が設立する場合、重要な大経営の経営集會での決定による場合、及び地区の労働者、住民、主婦の独自の設立になる場合、などであり、従ってそこでは各地の実情に応じた多様な設立の方式が採用されたのである。⁽⁵⁴⁾

次に統制委員会の具体的な活動についてみることにしよう、『ローテ・ファーネ』紙では相当数の地区でのこの組織の行動が報告されているが、概していえばそれらは食料価格の引下げをめぐる市当局、投機商人などの抗争にふれている場合が多い。例えば、ハンボルン市における労働者の統制の下での食料品価格の四〇%の引下げ⁽⁵⁵⁾、ツヴィカウ市での石炭、ジャガイモ価格引下げのための市当局からの補助金の引出し⁽⁵⁶⁾、アイスレーベン市での市価格調査課會議への参加⁽⁵⁷⁾、などがそれである。また運動の活発であったベルリンでは次のような行動がとられた。この市では各行政地域毎に統制委員会が作られ、その指導部として五人委員会⁽⁵⁸⁾が設置された。そして石炭・食料の配給、住宅建設、投機商人への監視の措置などを要求して、共産党市議員とともに関係官庁に対し示威行動をとる、というような行動を展開したのである。⁽⁵⁸⁾ また以上のような行動に際しては、先にもふれたように婦人の果す役割がしばしば強調された。一般に統制委員会を基礎とした婦人層の動員はこの運動の特色の一つをなすものであるが、ある東独の研究者はその点について次のように述べている。「一九二二—二三年の統制委員会運動において、われわれは、社会的な日常的諸要求をめぐる闘争で勤労婦人が広汎に動員されたのみでなく、彼女達が婦人共産主義者の指導の下で模範的かつ主導的に歩を進めた顕著な例をみることができ⁽⁵⁹⁾。」これは東独側からの見方であるが、いずれにせよこの時期の諸物価の急速な高騰とそれによる家計の困難が、婦人層の行動の活発化をもたらししたことは事実であった。さらにいま一つ留意すべき点としては、一月上旬から共産党がこの時点で改めて「労働者の武装」を統一戦線運動の目標として定位したことが挙げられる。⁽⁶⁰⁾ これはおそらくはイタリアにおけるファシズム政権の誕生、ベルリンの極右オルゲシ

組織の活動に触発されたものであり、また後の「プロレタリア百人隊」の原型をなすものであった。但しこの武装組織は一九二二年には未だ明確な形をとっていない、それ故武装組織の問題については、翌年の共産党の問題を扱おう際に改めて詳細に論ずることにした。しかしともかくも以上のような過程を通じて、一九二二年後半における共産党の大衆運動の輪郭がかたち作られていったのであった。

しかしながら上に述べたような諸活動は、必ずしも所期の成果をもたらしたわけではない。特に大都市の運動に関しては、ベルリン、ハンブルク、ケルン以外の都市の統制委員会の運動が報告されていず、従って十一月一日付けの『ローテ・ファーン』紙の一論説では、この運動が「これまで小さな地方的成果しかあげていない」ことを党中央は指摘したのである。⁽⁶¹⁾ また前節で述べた全国経営協議会大会の会期の順延(当初予定された一〇月二日から十一月二二―二五日への延期)は、統制委員会の運動が予期した程の広がりをもたなかったことがその理由の一つであったと考えられる。延期声明が発表された一〇月一七日以降の『ローテ・ファーン』紙の論調からは、運動の比重が経営協議会のそれに移行したことが窺われ、統制委員会運動のキャンペーンはやや後景に退いたのである。従ってこの組織と経営内運動との関係も相対的に稀薄化され、運動が活発であったベルリンでも、その点については、統制委員会は当時進行中であった経営協議会選挙を支援する、協議会は統制委員会運動の成果を経営集会で報告する、というような指示が与えられたにとどまった。⁽⁶²⁾ それ故当初「生産統制」と関連して設定された統制委員会の運動は、後には事実上次第に下位レベルの流通部門をめぐるそれに運動の分野が限定されることとなった。「生産統制」の任務は再び経営協議会に委ねられ、統制委員会は協議会運動を支える補助機関になっていったのである。

右に述べてきたように、共産党はラテナウ闘争後の党内論争を経て、従来の路線に一定の修正を加えるに至った。

この修正の要点は、大衆運動の内部における党の独自性の強化、という点であり、「下から」の運動を強化するために党の直接の傘下にある大衆運動の形成が志向されたことであった。一九二二年後半の共産党系の経営協議会大会の開催は、この文脈の中で把えられるのであり、統制委員会の運動とあわせて、共産党の運動は旧来よりも相対的に下位の運動に比重を移した、と評しえよう。このうち本節で扱った統制委員会の運動は、主として流通部門におけるそれにとどまったが、なお市町村政策の分野では一定の成果をあげたのである。

では共産党はこの時期に、邦の社会民主党政府に対しどのような態度をもったのであろうか。われわれは次に視点を移して、具体的な邦の政局の場における共産党の行動をみることにしよう。共産党の邦社民政府への態度は一応柔軟な姿勢が継続されたが、経営協議会、統制委員会運動の固有の形成の問題は、同党の「連合」政策にも相当の影響を与えたとみることができるとして同党はこの中で、労働者政府論の構想を確定させていたのである。われわれはこの問題を、一一月のザクセン邦ブック (J. B. Buck) 内閣の例に即して検討することにしたい。この邦では、ラテナウ闘争の直後から右派諸党による社会民主党政府への攻勢が強まり、新たな政府危機が生まれた。従って、共産党の「連合」政策の問題が、邦レヴェルの政治の場で再度浮上したのである。ここでの状況は以下のものであった。

ザクセンにおける国家国民党を中心とする右派諸党の行動が活発になったのは七月からであるが、これは邦内の経済危機の進行及び共産党の邦政府への姿勢の硬化を考慮に入れたものであった。この間彼等は邦議会解散のための人民請願の署名運動を行ない、この運動は短期間で相当数の署名を集めた。共産党はこれに対し議会自らの手による解散を提案し、社会民主党がこれに逡巡すると、更に内相リピンスキー (R. Lipinski, 社会民主党内の右派に属した) の対

官吏・右翼政策を攻撃し、九月の本会議では「情勢の好転」を判断した同党が、両社民党の反対にかかわらず邦議会の解散に賛成の票を投じた。その結果議会は解散され一月に選挙が行なわれたが、この選挙は、高い投票率の下で合同後の社会民主党四〇、共産党一〇、他の中間・右派政党四六、という議席数をもたらし、共産党は他の二者の間で再びキャスティング・ヴォート⁽⁶³⁾を握る位置をもったのである。

この選挙の後には共産党と社会民主党の間で連合政府形成の問題が再度論議されることになったが、社会民主党は既に一〇月初旬のザクセン党指導機関会議で、国、邦の憲法の遵守を共産党入閣の際の絶対的な条件とすることを決定していた。他方共産党は、経営協議会総会乃至適宜に開催される経営協議会大会の法案先議権の確立、「上から」の政府機関と「下から」の労働者階級機関による「生産統制」の法制化、及び労働者軍の創設の条項を含む十項目の要求を提案した⁽⁶⁴⁾。また憲法問題に関しては、同党は当初社会民主党の条件を強く批判したが、後にはこの態度を緩和させ、憲法一六五条を引用して、「国憲法によれば経営協議会は労働者の社会的経済的利益を代表する機関である⁽⁶⁵⁾とする見解を表明した。更に入閣問題については中央部内でも意見が別れたが、一月末に開かれた邦臨時党大会では、労働者政党より成る労働者政府の建設の方針が多くの賛成を得、ブランドラーとベトヒヤーを閣僚候補とすることまでが決められたが、その際経営協議会の立法過程への参画という条件を貫徹⁽⁶⁷⁾することが確認されたのである。以上に対し社会民主党は、同月末の書簡で、共産党の行動綱領を多くの点で了解しうる旨の態度を明らかにした。しかし共産党の要求の要点である経営協議会大会の問題に対してはあくまでもこれを否定し、従来通り、経営協議会は組合の下位機関であることを述べ、これに代わり労働議会を開設することを共産党の要求に対置したのである⁽⁶⁸⁾。ところで社会民主党の政治的な協議会運動の否定は、共産党の運動の進展により、就中この時期には極めて現実的な意味をもった、といえよう。既に選挙期間中に共産党はキャンペーンを全国経営協議会大会に向けた労働者の動員と結びつける

ことを呼びかけており、また一〇月中旬に開かれたザクセンの経営協議会大会（共産党系）は、社会民主党と共産党の連合労働者政府の樹立を要求する決議を採択した。⁽⁷⁰⁾ さらに大会で創設された経営協議会邦委員会は、労働者政府の成立に向けて共産、社民両党への書簡を発表し、⁽⁷¹⁾ 前者の綱領に沿った条件を提示して種々の圧力を行使したのである、それ故に、共産党の入閣の条件は柔軟な路線が踏襲されたとはいえ、党傘下の運動と関連して、より「下から」の圧力を強めたといわなければならない。その結果、両党の交渉は経営協議会の問題をめぐって終に一致点に達せず、社会民主党が右派の代表を派遣した一月二八日の交渉を最後として、今回もまた決裂したのである。⁽⁷²⁾ しかし邦議会で、大連合の形成をおそれた共産党が再度社会民主党を支持することを決定し、こうして一二月一二日にブック社会民主党少数派内閣が成立したのであった。

われわれは、この時期の共産党の運動の形態から、同党の全体的な運動構造の基本的な確立を認めることができるであろう。労働者政府の成立に関し、同党はその政策の提示にとどまらず、独自の指導下の運動を形成して政府樹立への圧力とし、かつそれを政府への大衆的な支持を調達するための運動として確定したのであった。即ち、ラテナウ闘争後固有の結合が図られた経営協議会、統制委員会の運動は、労働者政府を「下から」支える運動として積極的に指定されたのである。従って、翌年一月に開かれた第八回党大会では、共産党は経営協議会大会全国大会の行動綱領を踏襲して、労働者政府の樹立に関し、この政府は「ブルジョワ国家のあらゆる権力手段を利用し、強固な大衆運動に支えられ、プロレタリアートの階級組織即ち経営協議会、統制委員会、武装した労働者、労働軍に支持されて、ブルジョワジーの階級利害に対し確固としてプロレタリアートの階級利害を貫徹する」と規定したのであり、⁽⁷³⁾ 以降の同党の運動はこの路線に沿って展開されることとなった。かくして同党は統一戦線運動の構造をその現実的な根拠はと

もかくとして、プログラムの上ではその定式化を完成させた、といえるであろう。このプログラムが如何程に具体化されたかを知るためには、翌年の共産党の運動の全体を検討しなければならない。

さて本章の最後では、われわれは、上のような全体的な運動構造のもつ意味をより明確にするために、次の二つの問題を検討することにする。それは、(1)ブランドラーの修正路線とマイアー路線との連続性の問題と、(2)党内の左右両派の抗争の性格である。われわれはこれらの問題を一九二三年一月に開催された党八回大会の報告とその前年の一〇月に公表された党綱領草案⁽⁷⁴⁾という二つの文書に基づいてみることにする。このうち前者の党八回大会は、ルール闘争期の初期に開かれたものであり、前年の運動を総括するとともに以後の運動の基本的な方向を確定した大会であった。また後者の党綱領草案について若干説明しておく、この文書は、党中央委がコミンテルン執行委の指示を受けて委任した党綱領草案委員会によって作成されたものであり、コミンテルン四回大会に上呈される予定であったが、その後の党内闘争の激化により結局正規には採択されなかった文書である。しかしながらこの草案は、党中央部の代表的な理論家タールハイマーを長として起草されたものであり、また綱領委員会にはブランドラーとツェトキンが参加していた。従ってこの文書はその後の顛末にもかかわらず、⁽⁷⁵⁾或いは逆にそれ故に当時の党指導部の見解をよく示していると思われる。われわれはまた上の二点をみることにより、党組織内の状況を幾つかの側面にわたり明らかにすることができるであろう。

先ず第一の点であるが、これについては主として綱領草案の中に盛り込まれた労働者政府に関する立論をみることにする。いま述べたように、これは党中央の思考のいわば「原型」をなすものであった。

この文書において労働者政府論が「政治権力獲得前の過渡的措置」と題する項目の中に収められたことは、党指導部のこの政府をめぐる見解がいずれにあつたかを端的に示している。この場合「過渡」期とは、草案の文面によればブルジョワ的議会主義的なデモクラシーと労働者協議会とが並存する時期であり、そしてここでは「ブルジョワ・デモクラシーのもつあらゆる可能性を利用する」ことが明記されたのである。更にまたこの文書では、「有価物没収」と「生産統制」の政策は、前記過渡期の規定に対応して、形式的にはブルジョワ的な経済秩序の枠内で実施されるものとされた。そしてこれらの要求は、それ自身の内にプロレタリア権力の新たな支柱の創設を含むものとされ、こうして先に詳述した各種の闘争機関がそれらの任務を荷うものと規定されたのである。以上は党中央の労働者政府についての見解をよく表現したものとみてよいであろう。われわれが前にみた「下から」の運動の強化は、以前のマイアー路線の場合と同様に、プロレタリア革命に至る「過渡期」の闘争としてこのようなブルジョワ的諸機構への依拠という戦術を視野に収めながら遂行されたのであり、それは「議会利用」の方式をもなお考慮に入れて採択された路線であつた。旧来のマイアーの路線との連続性はその点にあつたわけであり、またこの点は筆者がブランドラー下の路線修正を部分的な転換と述べた所以でもあつた。この転換はいうまでもなく革命期の状況を想定してなされたものではなく、コミンテルン三回大会以来の基本的な状況認識は依然として保持されていたのである、従つてブランドラーと個人的には一線を画していたように思われるマイアーも、翌年の党八回大会ではそれらの見解を積極的に擁護したのであり、実質的にはこの状況認識が後にみるような左右両派の対立の根本的な因となつたのであつた。

上の点と関連していまい少し付言すると、われわれはこの時期の統一戦線戦術を後年の人民戦線期のそれと直接重ねあわせてみることはできない。当時のコミンテルン乃至ドイツ共産党指導部にとってはこれらの戦術を通して直接「プロレタリア革命」を目指すことはいわば自明の事柄であつた。この点は、過渡期の状況が「二重権力」(„Doppelre-

Strung⁷⁵) 状況として表現されていること、またやや先走るが翌年一〇月の蜂起に際しての党構造の転換をみれば明らかである。確かにここには後年の戦術の萌芽ともいふべきものが見受けられるが、この戦術はあくまでもプロレタリア革命の実現という戦略に従属した過渡的な諸措置の謂に他ならなかったのである。

ところで以上に論述した「下から」の統一戦線と労働者政府の構想は、両者の関連をめぐり党内の左右両派の激しい論争をひきおこした。この問題は同党の政治指導の要諦に関わるものであり、そのプログラムを党内で一元的に定着させることは不可能であったのである。それ故、われわれは次に八回党大会における両派の論争の性格を紹介し、あわせて統一戦線運動をめぐる党内の状況を明らかにすることとしたい。

共産党の左派は、ベルリン・ブランデンブルク、ヴァッサーカントエ（ハンブルクを含む）、ヘッセン・フランクフルト、中ライン、ラウジッツの諸地域で強い影響力をもち、⁽⁷⁶⁾ 同派は社会民主党、労働組合指導部に不満をもつ急進的な都市労働者（その象徴的な人物はテールマン (E. Thälmann) である）と、これを代弁する若手知識人党员フィッシャー、マスロフ、ウアバーンズ (H. Uthaus) らによって代表された。これに対し、ブランドラー、タールハイマー、マイアー、ツェトキンらに代表される右派は、戦前から労働運動に携さわったスバルタクス・ブント以来の古参党员が多く、この論争はそれらの指導的党员と戦後の労働運動の興隆の中で抬頭した若手党员との対立、という性格をあわせもっていた。⁽⁷⁷⁾

両派の対抗は、最終的には労働者政府の問題に帰着するわけであるが、この問題は共産党の路線の核心ともいふべき統一戦線と革命との関連を問うものであったため、その対立は党の分裂をも憂慮させるほどに鋭い性格を帯びたのである。大会での論争は、一見些末とも思われる表現の差異をめぐり行なわれているが、ここでは(1)社会民主党、(2)

経営協議会、(3)ファシズムと武装、に関する両者の見解を整理し、それに基づき両派の労働者政府に対する表象の違いをみることにしたい。

先ず社会民主党については、左派は、統一戦線運動の目標の一つとして、社会民主党の「党としての」解体を挙げた。⁽⁷⁸⁾これはマスロフの副報告でも述べられたように、社会民主党は、個々の党員の行動はともかくとして、党として存在する限りは絶えずブルジョワジーの側にある、⁽⁷⁹⁾とする見方に裏打ちされていた。従って、指導者間の交渉は「改良主義指導部の裏切りを大衆の前に暴露するため」に必要とされ、その際は如何なる批判も留保するべきではないことが強調された。⁽⁸⁰⁾それに対し右派は、このような左派の把握は、ドイツの社会民主党系労働運動の三〇年間の伝統を無視するものであり、社会民主党、組合官僚を敗北させることは左派の述べるほどには容易な課題ではない、とした。そのため右派はこれらの組織との交渉においても、とりあえず統一的な闘争の組織化に努め、それが失敗した時にはじめて、「社会民主党のもつ闘争上の性格を暴露する」ことをその方針としたのである。⁽⁸¹⁾この両者の論争は、直接にはラテナウ闘争を念頭においてなされたが、また労働者政府の形成に際しての社会民主党に対する態度の差異を示すものでもあった。即ち、右派は社会民主党の大衆的な影響力を多く認め、同党との連合の政策を一応はその視野の中に含みえたが、左派は社会民主党の解体の中に労働者政府樹立の展望を見出したのである。更にまたこの点は、明示的には表現されていないが、実質的にはザクセン、テューリンゲンにおける社会民主党内左派との提携関係の如何という問題を含んでおり、これはルール闘争期の共産党の運動にとり極めて重大な意味をもつことになる。

次に経営協議会に関しては、左派はこの組織の「革命的な性格」を高く評価し、「他の機関と並列された一つの手段ではなく、革命が達成した唯一の成果であり、ドイツ・プロレタリアートがなお所有している特殊に革命的な力で

ある⁽⁸²⁾と規定して、政治的な労働者協議会運動との連続性を強く意識した。他方右派は、左派が協議会の革命的な性格を前提するならば、プロレタリア独裁の代わりに労働者政府を希むのは「日和見主義」である、として両者の混合を批判した⁽⁸³⁾。これは両派が共に、経営協議会を労働者政府を支持する機関として承認しつつ、左派がその協議会独裁への移行に比重をおいたのに対し、右派は労働者政府の形成過程を重視したことから生まれた相違であった。この問題については、前記の社会民主党への認識に相即して、左派は大衆運動の急進化により楽観的な見解をもったのである。

さて労働者の武装をめぐる問題は、ファシズムの評価と関連して論争された。右派は「武装した労働者のファシストに対する防衛の強化」を語り⁽⁸⁴⁾、防衛闘争としての性格を強調した。その際ファシズムについては、社会民主党政治の破産から著しい窮乏に陥った「都市中間層」の運動として、その大衆的な基礎を広く把握し、また内戦に関して、マイヤーによれば、「労働者政府を作ろうとする」⁽⁸⁵⁾試みさえ公然たる内戦を意味するといふ極めて広義な「内戦」の概念を提出したのである。これに対し左派は、防衛闘争の必要性を認めつつも、右派の内戦をめぐる不明確な表現を批判し、支配機構に対する「内戦とテロル」の問題についてより明確な態度をとるべきことを主張した⁽⁸⁷⁾。またファシズムに関して、その社会的な基盤は狭少であると捉え、ファシストの特殊に行動力ある層が労働運動に対しても危険性を指摘して、武装闘争の尖鋭化を示唆したのである⁽⁸⁸⁾。

以上の論争によって明らかのように、右派は社会民主党、ファシズムの大衆的な影響力を相対的に広く承認し、より柔軟な運動の組織化を志向した。従って同派は労働者政府の形成を左派の主張する内戦よりも重視し、そのために既存の国家機構に依拠することも辞さなかったのである。他面左派は、労働者政府の樹立を承認したが、なおその協議会独裁との関連を強調した。それ故に同派は経営協議会運動の急進性をより高く評価し、また武装闘争の強化を訴

えたのである。これらの論争は、共和国の諸機構を利用しつつその解体を図る、という当時の共産党の運動の二面性を反映したものであり、その組織的な表現とみることができるのであるが、上記の既存国家機構への依拠の問題は、とりわけ翌年一〇月の蜂起に際し重大な問題を提示するであろう。ともあれ、この大会で採択された中央委員会提案の決議は、労働者政府を「プロレタリアートの諸組織と大衆組織に支えられ、ブルジョワ民主主義の枠内で、先ずその手段に拠つて、労働者の政策を実現しようとする労働者階級の試みである」(傍点筆者)と規定し、⁽⁸⁹⁾従来右派の政策を承認したのであった。しかし上記の決議がブルジョワ民主主義の問題を援用しながらも、なお「共和国の防衛」を運動のスローガンとしなかった点に、われわれはこの政府論の両極的な性格を認めることができるであろう。右派の領袖であるブランドラーにあっては、大衆の民主主義的幻想との結合は、それを消失させるための「手段」であることは自明の前提であったのである。^{(90)(*)}

(*)上記の論争は、大会の前に開催されたコミンテルン第四回大会でドイツ共産党の政策の大綱が承認されたためその枠内で行なわれており、従来共産党が実施した政策に立ち入って議論されていることが少ない。従つて両派の対立はその激しい対立にもかかわらず、両派の相違はそれが予想されるほどには明瞭に表現されていない。

なお上にみたような左派の労働者政府に対する把え方は、コミンテルンの多義的な労働者政府への解釈にも起因する。ジノヴィエフは、第四回大会で、労働者政府を四つのタイプに分け、この内第三のタイプの労働者政府として、社会民主党、組合指導者による連合政府を挙げて、共産党のこの政府への入閣もありうるとした。また第四のタイプの政府を「真の」労働者政府とし、これはプロレタリア独裁の「偽名」(Pseudonym)であると述べたのである。⁽⁹¹⁾

大会で以上のような論点を提示した左派は一九二二年の夏から秋にかけて急速に勢力を拡大し、この大会ではほぼ三分の一の代議員を掌握した。⁽⁹²⁾ 両派の対立は中央部員の選挙において頂点に達した。従来コミンテルン内では中央部

に少数派グループが参加し、この候補者を少数派は指名することができた⁽⁹³⁾が、中央部の発表した二人の候補者リストには左派の代表が認められず、ために左派は会場からの退場を示唆したのである。⁽⁹⁴⁾この両派の抗争は、大会最終日の前夜に開かれた非公式の会談で、ラーデクの斡旋により左派のベッカー(K.A. Becker)、エヴェルト(A. Evert)、プファイファー(H.W. Pfeiffer)が中央部に加入して、ひとまずその和解が成立したのであった。⁽⁹⁵⁾しかしながらこの妥協の結果として、旧議長のマ이어は候補者リストから外され出身地の東プロイセン地域の推薦にかかわらず中央部員の選挙において落選した。⁽⁹⁶⁾われわれはこの点にラテナウ闘争の落した大きな蔭をよみとることができるし、また前記の交代劇と俟ってブランドラーとマ이어の個人的な関係が必ずしも良好でなかったことを窺い知ることができるのである。しかしいずれにせよ、上のような経過を経て、第八回党大会はブランドラーら右派の指導を承認し、共産党はこの路線の下に一九二三年の闘争を遂行することになるのである。

結 語

かつて革命期の協議会運動を詳細に分析したエルツェンは、協議会システムの建設にとり大きな意味をもったにもかかわらず、協議会思想の理論家によっては明確に認識されず、また無論解決もされなかった協議会思想の矛盾を指摘して、それは「政治的、経済的な中央権力と地方的、地域的、職業的及び経営的な自立性との間の関係」の問題であり、「集権主義か分権主義か」(„Zentralismus oder Föderalismus“)の問題である、と要約した。⁽⁹⁷⁾しかし一九二一年以降の「協議会」の運動は、ドイツ共産党にとっては、経済的、経営的な「分権主義」を、如何にして政治的、中央的な、「集権主義」に架橋するかという問題として存在した、といえよう。そして同党は、一九二二年後半の政治的、経済的

危機を背景に、この問題を解決する試みとしての統一戦線戦術を確定したのであった。即ちこの時期には共産党は、組合内活動と接続しつつ経営協議会運動を全国的、地域的に結集し、またこの運動を補助する統制委員会と自衛武装組織の結成を企図したのである。同時に共産党は、それらの運動に共通する課題を「有価物没収」、「生産統制」の政策に体系化し、大衆組織と共働してこの政策を遂行する政府の樹立を構想したのであった。かくして、革命期の協議会運動の「分権性」とは異なる共産党の運動の「集権性」に着目し、エルツェンが前者の「協議会共産主義」(„Partei-kommunismus“)と対置して命名した「党主導型の共産主義」(„Partei-kommunismus“)は、内部に種々の相克を含むとはいえ、この時期にはじめて「集権的」な大衆運動の政治的目標を確定したのであった。それはプロレタリア革命に至る過渡的な諸施策であり、共産党はこのようにして共和派の労働運動の枠組を越えようとしたのである。しかし同党の影響力は、協議会運動の国、地域指導部をもったにもかかわらず、労働組合の内部では地区レベルに及んだのみであり、その連合政策が現実性を有したのは社会民主党左派の努力が強い一部の邦にとどまったのである。それならば、以上のような構造をもつドイツ共産党の統一戦線運動は、一九二三年の危機下において如何なる展開を示したのであろうか。それは既存の労働運動に如何なる影響力を及ぼしえたのであろうか。これらの問題に答えることは筆者の次の課題に他ならない。

- (1) Dokumente, VII-2, SS. 100-101.
- (2) 同上, ibid., S. 100, Anm. 1.; A. Reisberg, op. cit., SS. 497-505.
- (3) Die Rote Fahne, Nr. 294, 28. Juni 1922.
- (4) Bericht K.P.D. VII, S. 28, S. 302.
- (5) D.W. Morgan, The Socialist Left and the German Revolution, Ithaca and London, 1975, p. 421
- (6) A. Reisberg, op. cit., S. 503.

- (7) Die Rote Fahne, Nr. 274; Vorwärts, Nr. 297, 26. Juni 1922; *ibid.*, Nr. 298, 27. Juni 1922.
- (8) “レークハム公使の演説”の要約。Zitiert in: G. Jasper, *Der Schutz der Republik, Studien zur staatlichen Sicherung der Demokratie in der Weimarer Republik 1922-1930*, Tübingen, 1963, S. 64.
- (9) A. Reisberg, *op. cit.*, S. 512.
- (10) Die Rote Fahne, Nr. 294.
- (11) A. Reisberg, *op. cit.*, S. 513.
- (12) Die Rote Fahne, Nr. 306, 8. Juli 1922.
- (13) Bericht K.P.D. VII, S. 30.
- (14) 共和国憲法の成立とドイツ。G. Jasper, *op. cit.*, SS. 293-300.
- (15) *Ibid.*, S. 59.
- (16) A. Rosenberg, *Entstehung und Geschichte der Weimarer Republik*, Frankfurt am Main, 1955, S. 386.
- (17) D.W. Morgan, *op. cit.*, p. 419.
- (18) H. Krause, *USPD, Zur Geschichte der Unabhängigen Sozialdemokratischen Partei Deutschlands*, Frankfurt am Main, Köln, 1975, S. 250.
- (19) D.W. Morgan, *op. cit.*, p. 387.
- (20) 同上 *ibid.*, Chap. 12.
- (21) K. Kasting, *op. cit.*, SS. 97-98.
- (22) D.W. Morgan, *op. cit.*, p. 423.
- (23) *Ibid.*, p. 427.
- (24) この標題は一九二二年九月の合同大会の基本的なトーンをなしたものであり、大会ではしばしばこの言が引用された。
- (25) H. Krause, *op. cit.*, S. 249.
- (26) G. Jasper, *op. cit.*, S. 76ff.
- (27) D.W. Morgan, *op. cit.*, SS. 429-430.
- (28) G. Jasper, *op. cit.*, SS. 86-87.
- (29) Die Rote Fahne, Nr. 308, 10. Juli-Nr. 314, 13. Juli 1922 を参照す。
- (30) A. Reisberg, *op. cit.*, S. 536, SS. 541-542.

- (15) H. Weber, op. cit., Bd. I, S. 183. だがノラン(G. Nollan)によれば、シムルスキーは一九二二年以来ドイツに滞在していたとされ、
 マーレーの前にも同様の見解を述べている(G. Nollan, Die Internationale, Köln, 1959, S. 263; H. Weber, „Zu der Beziehungen zwischen
 der K.P.D. und der K.I.“ in: Vierteljahreshfte für Zeitgeschichte (VfZ) 1968, H. 2, S. 183, anm. 15. これらに対する批判的
 な見解については W.T. Angress, op. cit., p. 278, n. 61.)。したがって著者のこの見解は修正されたわけである。
- (16) A. Kleine, „Der Kampf um die Arbeiterregierung“ in: Die Internationale, Jg. 4, H. 26 参照。この号の発行日は一九二二年六月二十七日と
 ある。
- (17) E.H. Carr, The Bolshevik Revolution, Vol. III,
 (18) Protokoll K.I. W, S. 199. だがロミンテルン四回大会では、この書簡は執行委員会の公式の文書として扱かれているが、ドイツ共産党の
 指導地区では、この書簡を回送し送付されたキスタロフのトランドラーからの書簡によって、これがジンヴィエンの個人的な意見であること
 を主張している。Brief E. Meyers vom 2. Dezember 1922 in: H. Weber, „Zu den Beziehungen...“, SS. 187-188.
- (19) Brief E. Meyers vom 24. Juli 1922 in: ibid., SS. 187-188.
- (20) Ibid.
- (21) この書簡がドイツで出版された Die Rote Fahne, Nr. 333, 25. Juli 1922.
- (22) Bericht K.P.D. VIII, S. 58. トランドラーは八月から十一月までキスタロフに滞在した。
- (23) H. Weber, op. cit., Bd. I, S. 221.
- (24) Rosa Meyer=Levine, Inside the German Communism, Memoirs of Party Life in the Weimar Republic. London, 1977, p. 36.
- (25) Ibid., p. 46.
- (26) K. Retzlau, Spartakus, 1971, Frankfurt/Main, S. 250.
- (27) R. Fischer, Stalin und der Deutschen Kommunismus, Frankfurt/Main, 1948, S. 262.
- (28) Ibid., SS. 261-263.
- (29) Bericht K.P.D. VIII, SS. 348-352, S. 382.
- (30) Protokoll K.I. W, S. 99.
- (31) GDA, Bd. III, S. 336.
- (32) A. Reisberg, op. cit., S. 556.
- (33) Protokoll K.I. W, S.

- (96) GDA, Bd. III, S. 360.
- (15) Z.B. Die Rote Fahne, Nr. 364, 11. August 1922.
- (32) „Wie beginnt man den Kampf um die Kontrolle der Produktion“ in: *ibid.*, Nr. 415, 20. September 1922; „Einige Betrachtungen über Produktionskontrolle“ in: *ibid.*, 439, 4. Oktober 1922.
- (33) K. Brose, *op. cit.*, S. 263. 上の文章は同じ頃に従来の出版者によって注意がなされた。前掲『ローネ・ノルマール』(Nr. 411) 論文では「ノルマールに『米糧政策』——その意味を論じるの困難な（ノルマール）と評するべき」という記述がある。特にキャンペーンが活発であつた際はそのような主張がなされたのである。
- (34) Die Rote Fahne, Nr. 411.
- (35) Die Rote Fahne, Nr. 393, 7. September 1922.
- (36) Die Rote Fahne, Nr. 451, 11. Oktober 1922.
- (37) Die Rote Fahne, Nr. 469, 21. Oktober 1922.
- (38) Die Rote Fahne, Nr. 489, 5. November 1922.
- (39) H.-J. Arendt, „Zur Rolle der Frauen in der Kontroll ausschubewegung 1922/23.“ in: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Karl-Marx-Universität Leipzig*, 1971, H. 1, S. 23.
- (40) Z.B. Die Rote Fahne, Nr. 495, 22. November 1922.
- (16) Die Rote Fahne, Nr. 481, 1. November 1922.
- (32) Die Rote Fahne, Nr. 489, 1. November 1922.
- (33) W. Fabian, *Klassenkampf in Sachsen*, Berlin, 1930, S. 128; Die Rote Fahne Nr. 407, 15. September 1922.
- (34) Die Rote Fahne, Nr. 501, 12. November 1922.
- (35) Die Rote Fahne, Nr. 524, 27. November 1922.
- (36) A. Reisberg, *op. cit.*, SS. 607-608.
- (37) *Ibid.*, S. 609; Die Rote Fahne, Nr. 525, 28. November 1922.
- (38) Die Rote Fahne, Nr. 517, 22. November 1922.
- (39) Die Rote Fahne, Nr. 485, 3. November 1922.

- (70) Die Rote Fahne, Nr. 520.
- (71) Die Rote Fahne, Nr. 507, 16. November 1922.
- (72) Die Rote Fahne, Nr. 529, 30. November 1922.
- (73) „Resolution über die politische und die nächster Aufgaben des Proletariats“ in: Bericht K.P.D. VII, SS. 408-415.
- (74) Internationale Press-Korrespondenz 2. Jg. 1922, Nr. 195. 女共の草案の全文は『Dokumente VII-2, SS. 147-185』に再録されている。
- (75) A.Reisberg, op. cit., S. 617.
- (76) R. Fischer, op. cit., S. 274.
- (77) マキシンヒスが『この世界の女共産党』(平野三〇蔵)の古参党员(平野四〇蔵)に対する個人的な権力闘争としている。O. Wenzel, Die Kommunistische Partei Deutschlands im Jahre 1923, Phil. Diss. Berlin, 1955, S. 33.
- (78) Bericht K.P.D. VII, SS. 144-145.
- (79) Ibid., S. 146.
- (80) Ibid.
- (81) Ibid., S. 321, S. 370.
- (82) Ibid., S. 334.
- (83) Ibid., S. 323.
- (84) Ibid., S. 319.
- (85) 中央部が大会を提案した前田の決議『Resolution über die politische Lage...』in ibid., S. 413.
- (86) Ibid., S. 366.
- (87) Ibid., S. 343.
- (88) Ibid., S. 334.
- (89) „Leitsätze zur Taktik der Einheitsfront und der Arbeiterregierung“ in: ibid., S. 420.
- (90) Ibid., S. 319.
- (91) Protokoll K.I., SS. 190-192.
- (92) 前記の方針案『Leitsätze...』の「一一八五九の懸案をめぐり争われた」。Bericht K.P.D. VII, S. 376.
- (93) R. Fischer, op. cit., S. 278.

- (4) W.T. Angress, *op. cit.*, p. 275
- (5) *Ibid.*, S.: E.H. Carr, *The Interregnum, 1923-1924*, London, 1954, p. 158.
- (6) Bericht K.P.D. W, S. 382.
- (7) P.V. Oertzen, *op. cit.*, S. 93.
- (8) *Ibid.*, S. 103.